

情報提供

那医発第 466 号
令和5年11月14日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 白井和美



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について（周知依頼）」が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 1175 号
令和 5 年 11 月 8 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 玉城研次朗



業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について（周知依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、日本医師会より標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

近年、業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガスの消費設備による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しているとのことです。

事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したものであり、換気、点検、手入れ、業務用喚起警報器設置等の重要性について、業務用厨房等の所有者や使用者等への理解促進が求められているため、CO中毒防止法等がまとめられている「別添」、「参考1」、「参考2」についてご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について（周知依頼）
(令和 5 年 10 月 31 日 (日医発第 1385 号 (地域)))

※日本医師会文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局業務2課：仲地
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



日医発第1385号(地域)
令和5年10月31日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事

今 村 英 仁

(公印省略)

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について (周知依頼)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

近年、業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガスの消費設備による一酸化炭素(以下「CO」という。)中毒事故が発生しています。

今年5月にも、福岡県の病院内厨房にてCO中毒事故が発生したこと踏まえ、経済産業省より厚生労働省医政局総務課長に対し、医療関係団体に対する注意喚起要請があり、厚生労働省医政局総務課より本会に対し、事務連絡「業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について(周知依頼)」が発出され、周知方依頼がありました。

事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したものであり、換気、点検、手入れ、業務用換気警報器設置等の重要性について、業務用厨房等の所有者や使用者等への理解促進が求められているところです。

つきましては、ご了知いただくとともに、以下「別添」、「参考1」、「参考2」について、管下郡市区医師会及び会員医療機関への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、都道府県衛生主管部局等宛の事務連絡の発出は行う予定はないとのことです。

事務連絡
令和5年10月25日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止について（周知依頼）

日頃より、医療行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）の消費設備による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しています。

事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したものであり、換気、点検、手入れ、業務用換気警報器設置等の重要性について、業務用厨房等の所有者や使用者等への理解促進が求められているところです。

今年5月にも、福岡県の病院内厨房にてCO中毒事故が発生したこと踏まえ、別添のとおり、経済産業省より医療関係団体に対する注意喚起要請がございましたので、下記の事項についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知につき、ご協力いただくようお願いいたします。

記

1. ガスの消費設備の使用中は必ず換気（給気及び排気の両方）を行うこと。
特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する際に、長時間室内を閉め切りの状態にすることが想定されるため、換気扇や換気装置によって十分に換気が行われているか、必ず確認すること。なお、現場において換気し忘れを防止するための工夫を実践すること。
2. ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び

使用終了時にガスの消費設備及び換気設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。

3. ガスの消費設備及び換気設備は、その使用に際して取扱説明書を十分に読み、適切に使用すると共に、設備の作動状況の確認、ほこりや汚れの除去、フィルターの清掃等、換気不良やガスの不完全燃焼を防ぐための日常管理を行うこと。特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じること。更に、復電後は換気扇及び給排気設備が作動することを確実に確認すること。
4. 排気ガス中に含まれる油脂等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置（グリスフィルター）や悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使用し続けると油脂等が付着して目詰まりを起こし、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施すること。
5. 万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置を検討すること。
6. ガスの消費設備及び換気設備の正しい使用方法及び換気的重要性について、調理に従事する従業員（パート・アルバイト等を含む）への教育及び周知を実施すること。

経済産業省

令和5年10月25日

厚生労働省医政局総務課長 殿

経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長

経済産業省産業保安グループガス安全室長

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について（要請）

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガスの消費を行う者に対して注意喚起を行うこととしました。

つきましては、食品工場及び業務用厨房施設等の液化石油ガス及び都市ガスの消費設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項について注意喚起を行うよう要請します。

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

近年、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガス（以下「ガス」という。）の消費設備による一酸化炭素（以下「CO」という。）中毒事故が発生しています。

特に昨年8月には、静岡県の企業において、社員食堂の厨房で業務用食器洗浄機の使用中に従業員11名がCO中毒となる事故が発生するなど、2022年は3件（死者0名、CO中毒16名）の事故が発生しています。これらの事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したものです。

食品工場及び業務用厨房施設等においてひとたびCO中毒事故が発生した場合、多くの人を巻き込み、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、換気、点検、手入れ、業務用換気警報器設置等の重要性について、業務用厨房等の所有者や使用者等の理解を促すことが重要です。

経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設等におけるガスの消費設備によるCO中毒事故を防止するため、下記の事項について、ガスの消費設備の使用者及び管理者に対して注意喚起をします。

記

1. ガスの消費設備の使用中は必ず換気（給気及び排気の両方）を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する際に、長時間室内を閉め切りの状態にすることが想定されるため、換気扇や換気装置によって十分に換気が行われているか、必ず確認すること。なお、現場において換気し忘れを防止するための工夫を実践すること。
2. ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時にガスの消費設備及び換気設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。
3. ガスの消費設備及び換気設備は、その使用に際して取扱説明書を十分に読み、適切に使用すると共に、設備の作動状況の確認、ほこりや汚れの除去、フィルターの清掃

等、換気不良やガスの不完全燃焼を防ぐための日常管理を行うこと。特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じること。更に、復電後は換気扇及び給排気設備が作動することを確実に確認すること。

4. 排気ガス中に含まれる油脂等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置（グリスフィルター）や悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使用し続けると油脂等が付着して目詰まりを起こし、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施すること。
5. 万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置を検討すること。
6. ガスの消費設備及び換気設備の正しい使用方法及び換気の重要性について、調理に従事する従業員（パート・アルバイト等を含む。）への教育及び周知を実施すること。

参考1：2022年に発生した食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故一覧

参考2：飲食店や食品工場などでガス機器を使われている皆様へ

問合せ先：

経済産業省 産業保安グループ

高圧ガス保安室 （食品工場）

03-3501-1706

ガス安全室 （業務用厨房施設等）

03-3501-4032

2022年に発生した食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故一覧						
	月日	県名	死亡	中毒	事故概要	ガス種
1	7月15日	高知県	0	4	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒。 原因は、スチームオープンを使用する際に、室温が上がらないように換気ダクトの電源を入れたり切ったりして使用を続けた結果、十分な換気が行われず不完全燃焼を起こしたものと推定される。(ガス事業者推定)	都市ガス
2	8月23日	静岡県	0	11	給排気設備不使用に伴う排ガスCO中毒。 原因は、業務用食器洗浄機を使用する際に、何らかの理由で給排気設備を稼働せず使用を続けた結果、不完全燃焼を起こしたものと推定される。(警察、消防見解)	都市ガス
3	10月8日	静岡県	0	1	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒 原因は、業務用麺ゆで器を使用する際に、換気設備が稼働していない状態(推定)で使用を続けた結果、不完全燃焼を起こしたものと推定される。(ガス事業者推定)	都市ガス

飲食店や食品工場などで ガス機器を使われている皆様へ

ガスが正常に燃えるためには、酸素をたくさん含んでいる新鮮な空気が必要なんです。

ガス機器を使っているときに酸素が足りなくなると燃焼が不完全になり、人体に有毒な一酸化炭素（CO）が発生して中毒になるおそれがあります。

一酸化炭素（CO）中毒を防ぐためのポイントは3つ。毎日、職場の皆さんと一緒にチェックしてくださいね。



料理人見習いのユリさん

□ ガス機器を使うときは、必ず換気（給気と排気）！

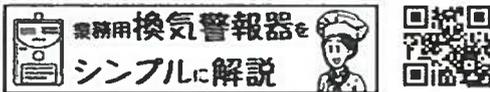
大型のガス機器の使用や、複数のガス機器の同時使用が多い業務用厨房施設では、ガスを使用する量が多い分、新鮮な空気もたくさん必要となります。職場にいる全員が、必ず換気扇や換気設備を運転した状態でガス機器を使うようにしましょう。なお、正常に燃えているガスの炎は青色です。

□ ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的に点検を！

ガス機器の給排気口や換気設備の吸い込み口に油汚れやホコリなどがたまると、きちんと換気ができなくなり、一酸化炭素（CO）中毒になるおそれがあります。日頃からきれいに清掃し定期的に点検も受けましょう。

□ 万が一にそなえて、厨房や工場にCO警報器の取り付けを！

一酸化炭素（CO）は無色・無臭。発生に気が付かずに中毒になる場合がほとんどです。そうならないよう、業務用厨房施設の環境に合わせて作られた「業務用換気警報器」の設置をお勧めします。



ユリさんとキダさんも出演中です！

約2分30秒の動画（日本ガス協会制作）はコチラ↑のQRコード（YouTubeに接続）からご覧いただけます。

ガスの青い炎で美味しい味とみんなの笑顔を！これからもガスの安全にご理解・ご協力をお願いいたします。



一般社団法人 日本コミュニティガス協会

一般社団法人 日本ガス協会

一般社団法人 全国LPガス協会

このチラシは行政機関・団体が
共同で作成しました。

一酸化炭素 (CO) 中毒の初期症状は、風邪に似ていると言われています。

ガスや炭火などの「火」を使っているときに体調不良を感じたら、風邪と決めつけず、換気 (給気と排気) の確保を確認してください。

一酸化炭素 (CO) 中毒の症状

空気における一酸化炭素 (CO) 濃度	一酸化炭素 (CO) の吸入時間と中毒症状
0.02% (200ppm)	2~3時間で前頭部に軽度の頭痛
0.04% (400ppm)	1~2時間で前頭痛・吐き気、2.5~3.5時間で後頭痛
0.08% (800ppm)	45分間で頭痛・めまい・けいれん、2時間で失神
0.16% (1,600ppm)	20分間で頭痛・めまい、2時間で死亡
0.32% (3,200ppm)	5~10分間で頭痛・めまい、30分間で死亡
0.64% (6,400ppm)	1~2分間で頭痛・めまい、15~30分間で死亡
1.28% (12,800ppm)	1~3分間で死亡



ガス会社のキダさん

「業務用換気警報器」は、皆様とお客さまの心強い味方です！



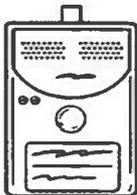
○血中に生じたCOへモグロビンの濃度を推定し、一過性の一酸化炭素 (CO) の発生では警報を出すことなく、人体へ危険な影響を与える前に警報を発します※。

○温度、湿度、一酸化炭素 (CO) 以外のガスなどの影響をうけにくく、センサーの性能が長い間安定しています。

○リチウム電池駆動なので、100Vの電源が不要。設置場所に困りません。

※ 体内で酸素を運ぶ役割を果たしている赤血球中のヘモグロビンは、一酸化炭素 (CO) が体内に取り込まれると、それと結びついてCOヘモグロビンを形成し、酸素を運ぶ能力が失われます。血中のCOヘモグロビンの濃度が上昇すると、酸素を体内に送ることが徐々に難しくなり、人体へ様々な影響が生じる恐れがあります。

～職場で業務用換気警報器が鳴ったら～



いつ一酸化炭素 (CO) 中毒になってもおかしくない、本当に危険な状態！

すぐに行動に移すことは、次の3つです。

- ①すぐにガス機器や炭火の使用をやめる。
- ②換気をする。(ドアや窓を開けて換気をするか、換気扇などの換気設備が動いていなかったらすぐに作動させる。)
- ③ガス会社に連絡する。